

島本町ふれあいセンターにおける気象警報発令時の対応基準について

(平成28年10月5日施行)

1. 次の気象警報のいずれかが発令された場合は、その発令時から閉館します。

(1)	暴風警報
(2)	大雨特別警報
(3)	暴風特別警報

上記以外の警報については、個別に対応することとします。

ただし、大雨警報及び洪水警報が発令された場合は、開館します。

2. 暴風警報・大雨特別警報・暴風特別警報が解除されたときの対応

解除に伴う開閉については、次の基準のとおりです。

	解除時点	対応
(1)	午前8時より前に解除された場合	午前9時から開館（通常開館）
(2)	午前8時以降に解除された場合	解除時刻以降における最初の正時の1時間後から開館
(3)	午後7時以降に解除された場合	終日閉館

上表の具体例は、次のとおりです。

- (ア) 午前5時に発令され、午前8時に解除された場合 → 午前9時から開館（通常開館）
- (イ) 午前5時に発令され、午前8時5分に解除された場合 → 午前10時から開館
- (ウ) 午前10時に発令され、午後7時に解除された場合 → 午前10時から閉館し、午後8時から開館
- (エ) 午後1時に発令され、午後7時3分に解除された場合 → 午後1時から閉館し、終日閉館

※1 災害による被害状況等から判断し、上表以外でも臨時に閉館する場合があります。

※2 開館しても次のいずれかに該当する場合は、各施設の貸出しを行えない場合があります。

- ① 施設の被害状況を調査中の場合
- ② 施設が被害を受けて使用できない場合
- ③ 施設が避難所になった場合
- ④ 台風や豪雨が去っても引き続き増水や土砂災害の危険が予想される場合

※3 いきいき健康課及び社会福祉協議会は、ふれあいセンター内での事業を中止し、申請の受付等の対応を行います（受付の対応は、役場庁舎の窓口に合わせて）。

また、ふれあいセンター内にいる利用者を送るために、福祉ふれあいバスを一番近い時間帯のルートで運行します（福祉ふれあいバスを利用できる方に限ります）。

※4 指定管理者、ボランティア情報センター、図書館及び生涯学習課（分室）は、閉館中窓口業務を停止いたします。

【問合せ先】

指定管理者：075-961-1010

いきいき健康課：075-961-1122

ボランティア情報センター：075-961-1127

生涯学習課（分室）：075-961-1011

図書館：075-962-4364

島本町社会福祉協議会：075-962-5417